

平成31年2月18日提出

熊本市技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

熊本市技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

熊本市技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年条例第107号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。次条第2項第3号において同じ。）」を、「卒業した」の次に「（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。同号において同じ。）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号及び第4号中「修めて卒業した」の次に「（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第5号中「卒業者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。）」を加え、同条第2項第8号及び第10号中「修めて卒業した」の次に「（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を、「第3号

に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項第 11 号中「卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第 3 条第 8 号の規定の適用については、同項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

（提出理由）

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 232 号）の施行による水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）の一部改正等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。